

鳥取市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域医療介護総合確保基金事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた介護施設等の整備を支援することにより、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市の区域において行う次の各号に掲げる事業とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に定める地域密着型サービスを行うための新たな施設整備（空き家を活用した整備を除く。）を行う事業（認知症対応型共同生活介護を行う住居を整備するもの又は本市の日常生活圏域において未整備の小規模多機能型居宅介護事業所若しくは看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備するものに限る。以下「地域密着型サービス整備事業」という。）

(2) 空き家を活用した地域密着型サービスを行うための施設整備を行う事業（認知症対応型共同生活介護を行う住居を整備するもの又は本市の日常生活圏域において未整備の小規模多機能型居宅介護事業所若しくは看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備するものに限る。以下「空き家を活用した整備事業」という。）

(3) 前2号に掲げる事業又は介護ホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）の整備を行うための施設の開設準備に係る経費等を支援する事業（以下「施設開設準備経費等支援事業」という。）

(4) 介護施設等において、施設の一部改修又は付帯設備の改造等大規模修繕を実施する際に介護ロボット及びICT機器等を導入するために必要な経費を支援する事業（以下「介護ロボット・ICT導入支援事業」という。）

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業に係る施設の設置者であり、かつ、市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金を滞納していないものとする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第4欄に掲げる経費とする。

2 前項に定めるもののほか、補助対象経費の算定に当たっては鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金交付要綱（平成27年9月2日付第201500080600号鳥取県福祉保健部長通知）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け老発0912第1号厚生労働省老健局長通知）に基づくものとする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、次の各号に掲げるところにより算定される額のうち、最も少ない額により算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次のア、イ、ウ又はエに掲げる事業ごとに当該ア、イ、ウ又はエに定める額
- ア 地域密着型サービス整備事業 別表第1欄に掲げる区分ごとに同表第2欄に掲げる基礎単価に同表第3欄に掲げる単位数を乗じて得た額
 - イ 空き家を活用した整備事業 別表第1欄に掲げる区分ごとに同表第2欄に掲げる基礎単価に同表第3欄に掲げる単位数を乗じて得た額
 - ウ 施設開設準備経費等支援事業 別表第1欄に掲げる区分ごとに同表第2欄に掲げる基礎単価に同表第3欄に掲げる単位数を乗じて得た額
 - エ 介護ロボット・ICT導入支援事業 別表第2欄に掲げる基礎単価に同表第3欄に掲げる単位数を乗じて得た額
- (2) 補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）

（交付申請の時期等）

- 第7条 本補助金の交付の申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類は、それぞれ次の各号に掲げるところによるものとする。
- (1) 地域密着型サービス整備事業 様式第1号、様式第3号及び様式第4号
 - (2) 空き家を活用した整備事業 様式第1号、様式第3号及び様式第4号
 - (3) 施設開設準備経費等支援事業 様式第2-1号、様式第3号及び様式第4号
 - (4) 介護ロボット・ICT導入支援事業 様式第2-2号、様式第3号及び様式第4号
- 3 補助対象者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2号の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定）

- 第8条 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第6条第2号の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

- 第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額
 - (2) 本補助金の2割を超える減額

（実績報告の時期等）

- 第10条 規則第12条の規定による報告は、次の各号に掲げる事業の区分ごとに、当該各号に定める日までに行わなければならない。
- (1) 地域密着型サービス整備事業 補助対象事業の完了の日以降に市が実施する工事完了検査に合格した日（以下「合格日」という。）から14日を経過する日と合格日の属する年度の翌年度の4月2日までのいずれか早い日
 - (2) 空き家を活用した整備事業 補助対象事業の完了の日から14日を経過する日と補助対象事業が完了した年度の翌年度の4月2日までのいずれか早い日
 - (3) 施設開設準備経費支援事業 補助対象事業の完了の日から14日を経過する日と補助対象事業が完了した年度の翌年度の4月2日までのいずれか早い日
 - (4) 介護ロボット・ICT導入支援事業 補助対象事業の完了の日から14日を経過する日

- と補助対象事業が完了した年度の翌年度の4月2日までのいずれか早い日
- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ次の各号に掲げるところによるものとする。
 - (1) 地域密着型サービス整備事業 様式第1号及び様式第3号
 - (2) 空き家を活用した整備事業 様式1号及び様式第3号
 - (3) 施設開設準備経費等支援事業 様式第2-1号及び様式第3号
 - (4) 介護ロボット・ICT導入支援事業 様式第2-2号及び様式第3号
 - 3 補助対象者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助対象者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、本補助金に係る仕入税額控除相当額を市に返還しなければならない。
 - 5 交付決定後、規則第12条の報告書を提出するまでに年度の末日が到来する場合にあっては、補助対象者は、当該年度（当該報告書を提出すべき年度（第3条第1号の事業にあっては合格日の属する年度、同条第2号の事業にあっては補助対象事業が完了した年度をいう。）を除く。）における補助対象事業の実績について、当該年度の翌年度の4月20日までに様式第6号により市長に報告しなければならない。

（財産の処分制限）

- 第11条 規則第16条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。
- 2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するために処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

- 第12条 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより自らに収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（帳簿及び書類の備付け）

- 第13条 規則第17条の規定にかかわらず、補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、書類等を整備し、これらの書類等を当該補助事業等が完了した年度の翌年度から起算して5年間又は第11条第1項に規定する期間のいずれか長い期間保存しておかなければならない。

（雑則）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月20日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月15日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月9日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月17日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月22日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

別表（第5条、第6条関係）

1	2	3	4	5
区 分	基礎単価	単位	補助対象経費	備考
地域密着型サービス整備事業			<p>工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）</p> <p>工事費又は工事請負費にはこれと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>消防法施行令（昭和36年政令第37号）によるスプリンクラー設置義務のなる施設（275㎡未満の認知症対応型共同生活介護事業所等）を新たに整備する場合は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。</p> <p>補助対象経費のうち、工事請負費及び委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と市が認めた場合はこの限りでない。</p>
認知症対応型共同生活介護を行う住居	33,600 千円	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所	33,600 千円	施設数		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600 千円	施設数		
空き家を活用した整備事業				
認知症対応型共同生活介護を行う住居	8,910 千円	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所	8,910 千円	施設数		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	8,910 千円	施設数		
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業			<p>施設の円滑な開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料</p>	<p>補助対象経費のうち、備品設置工事に伴う工事請負費及び委託料については、県内事業者が行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と市が認めた場合については、この限りでない。</p>
認知症対応型共同生活介護を行う住居	839 千円	定員数		
小規模多機能型居宅介護事業所	839 千円	宿泊定員数		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	839 千円	宿泊定員数		

<p>介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</p>	<p>839 千円</p>	<p>定員数</p>		
<p>介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業</p>				
<p>定員 29 名以下の地域密着型施設等(地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの))</p>	<p>420 千円</p>	<p>定員数</p>	<p>施設の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する)</p>	<p>補助対象経費のうち、備品設置工事に伴う工事請負費及び委託料にあつては、県内事業者が行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と市が認めた場合については、この限りでない。</p>
<p>定員 30 名以上の広域型施設等(特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)、養護老人ホーム、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの))</p>	<p>420 千円</p>	<p>定員数</p>		